

令和7年度「南富良野エリア・トマムエリア スノーリゾート一体化整備事業」委託業務に係る
企画提案の公募について

当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

令和7年度「南富良野エリア・トマムエリア スノーリゾート一体化整備事業」

2. 事業目的

上川地域の主要なスキー場である富良野スキー場とトマムスキー場の両スキー場は現在 Google Map 上では遠回りの移動で表示され、時間的・運賃的にも余分な負担を強いる。二次交通のデータ未整備エリアである南富良野と占冠を運行する二次交通の整備を行う事で対象エリア内の移動時間・運賃節約が図られて利便性・経済性が向上し、エリアを可視化する事で利用の促進が期待される。

又、富良野スキー場・トマムスキー場の中間にファミリー向けの南富良野スキー場もあり、ターゲットの属性によっては3つを組み合わせるバリエーションを楽しむ事も可能である。まだ未整備の南富良野町と占冠村を運行する二次交通のデータ整備とスキー場案内アプリを連携する事で上川南部地域スノーリゾートの利便性向上と観光周遊の促進を目指す。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月14日(火)	公示
令和7年10月21日(火) 15:00	参加表明〆切
令和7年11月11日(火) 15:00	企画書提出〆切
令和7年11月中旬(予定)	企画審査会
令和7年11月中旬(予定)	契約書の締結

5. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光機構
事業企画本部観光戦略部
担当 : 高橋
電話 : 011-231-0941
Fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

以上

**令和7年度「南富良野エリア・トマムエリア スノーリゾート一体化整備事業」
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 委託業務名

令和7年度「南富良野エリア・トマムエリア スノーリゾート一体化整備事業」

2. 事業目的

上川地域の主要なスキー場である富良野スキー場とトマムスキー場の両スキー場は現在 Google Map 上では遠回りの移動で表示され、時間的・運賃的にも余分な負担を強いる。二次交通のデータ未整備エリアである南富良野と占冠を運行する二次交通の整備を行う事で対象エリア内の移動時間・運賃節約が図られて利便性・経済性が向上し、エリアを可視化する事で利用の促進が期待される。

又、富良野スキー場・トマムスキー場の中間にファミリー向けの南富良野スキー場もあり、ターゲットの属性によっては3つを組み合わせることでバリエーションを楽しむ事も可能である。まだ未整備の南富良野町と占冠村を運行する二次交通のデータ整備とスキー場案内アプリを連携する事で上川南部地域スノーリゾートの利便性向上と観光周遊の促進を目指す。

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1人以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

③その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

5. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6. 委託事業費（上限）

6,844,750円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(2) 業務スケジュール

令和7年10月14日（火）	公示
令和7年10月21日（火） 15：00	参加表明〆切
令和7年11月11日（火） 15：00	企画書提出〆切
令和7年11月中旬（予定）	企画審査会
令和7年11月中旬（予定）	契約書の締結
令和8年2月27日（金）	事業実績報告書の提出

8. 業務委託内容（企画提案事項）

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。

事業効果を高めるものとして、独自提案を行うことも可能だが、下記に示す取組の内容から逸脱するものは補助対象外となる。

《事業対象地域》

上川地域（南富良野町、占冠村）

《対象地域二次交通バス》

富良野町営バス5台、占冠村営バス6台

《実施計画概要》

- ・地域関係団体への説明会及び報告会の開催（南富良野町、南富良野町営バス、占冠村、占冠村営バス）
- ・対象エリアを運行する二次交通の静的データ（GTSF-JP）・動的データ（GTFS-RT）を整備する。
- ・Google Mapへ二次交通情報が掲示されるよう整備する。
- ・スノーリゾート紹介アプリとの連携により各スキー場の紹介とアクセスが可視化出来るよう整備をする。

9. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

(1) 表明期限 令和7年10月21日（火）15：00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 事業企画本部観光戦略部（担当：高橋） m_takahashi@visithkd.or.jp

※特に様式はなく、メール本文で可とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

上記「8. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。

提案書提出に当たっては企画提案書の内、1部にのみ業務提案者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること（後日符号を指示）。

②企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（参加表明後に書類を送付予定）。

③実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること（符号を用いる企画提案書は協力会社名も①②等、符号を用いる事）。

⑥コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（提携書式は別添の通り）。

⑦見積書（参考見積り）

- ・押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出すること）
- ・再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- ・見積額は、6. 委託事業費(上限)で示した区分に分けて提出すること。

(2) 規格及び部数

A4判(縦方向、横書き、30ページ以内) 5部（社名あり1部、社名なし4部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和7年11月11日（火）15：00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光機構

事業企画本部観光戦略部

担当：高橋

電話：011-231-0941 fax：011-232-5064

11. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

※令和7年4月1日より北海道観光機構は、「北海道赤レンガ未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤レンガ庁舎」という)の運営・管理業務を受託することから、当該事業においては、赤レンガ庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないので、提案に含めないよう留意すること。

【例】各種研修において、赤れんが庁舎の利用等

12. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1 者 1 提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

13. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 事業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

15. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。又、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光機構
事業企画本部観光戦略部
担当 : 高橋
電話 : 011-231-0941 fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

以上